令和　7　年　度

事　業　計　画　書

社会福祉法人ノマド福祉会

目　　次

第１　運営方針 1

第２　実施事業及びその目的 3

１　介護保険事業及び障害福祉サービス事業 3

２　老人福祉事業 5

３　コミュニティケア事業 6

第３　組織体制 7

第４　法人本部（各拠点事務部門） 8

第５　事業別計画 9

１　介護老人福祉施設 9

２　短期入所生活介護 16

３　通所介護 17

４　認知症対応型通所介護 23

５　居宅介護支援 24

６　認知症対応型共同生活介護 27

７　軽費老人ホーム（ケアハウス） 29

８　地域包括支援センター 31

９　コミュニティケア事業 33

１０地域交流事業 35

１１その他 36

第６　職員研修 38

第７　非常時の対応 43

第１　運営方針

令和７年度　運営方針

合計特殊出生率が低下し、急速な少子化が進むことにより、生産年齢人口の割合が低下し続け、経済や社会にひずみが生じてくるおそれがある中、法人としては次の５つの考え方に沿って各種事業に取り組んでいく。

◎職員確保と待遇改善に向けた取り組み

新たな職員の確保に向け、昨年度は給与体系及び手当制度等の見直しに着手したほか、求職者にとってわかりやすい雇用（職員）区分とするため、採用区分の整理を行った。

今年度は、そこから、さらに一歩進めた職員の賃金改善の検討を行うとともに、外国人介護人材や大学、専門学校等からの実習生を積極的に受入れ、職員不足の解消を図っていく。

◎組織機構の充実と次世代育成の継続

事業運営を効果的かつ効率的に進めるとともに、指揮系統の明確化や職員間の相互理解の向上等を図るため、昨年度（令和６年度）導入した組織機構（課・係体制）の検証を行い、時代に沿った組織への転換を図る。

また、組織の中心的役割を担う課長及び係長（主査）職となるべき人材の創出に向け、研修の充実を図るとともに、業務を通じて、役職に応じた役割や責任の理解を深め、次世代の人材育成を進める。

◎職員の負担軽減と離職の防止

職員の負担軽減のため、近年、取り組んできた「業務の棚おろし」の継続や「ICT・介護ロボット」を活用することにより、安心して働ける職場環境の整備を図り、時間外労働や休日勤務の削減にも努め、職員の仕事と生活の調和（ワークライフバランス）に寄与することを目指す。

また、業務上における職員の精神的負担にも考慮し、専門家等によるメンタルヘルス対策を積極的に進め、新たな離職防止に向けた取り組みをスタートさせる。

◎情報共有の促進と老朽化設備の再整備

それぞれの事業所が抱える個別課題、問題点の解決に向け、拠点間の異動等人事交流や、オンライン等ICT の活用、対面による会議の開催を通じ、情報交換、共有をより活性化させることで、対応の統一（標準化）を図る。

また、各拠点とも開設から長期間経過していることから、建物の老朽化、耐用年数を迎える設備等が多く見受けられる状況にある。そのため、各事業所の運営状況も見据えながら、建物補修、設備の入替等の可否を協議し、計画的に再整備を進める。

◎利用者本位と QOL の向上の実現

当法人は開設以来、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供され、また、利用

者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的としている。

そのため、職員はこれまで同様、常に利用者の立場や視点に立ち、本人の意思を尊重した自立支援や、その人らしい日常生活を送るための支援や介助を確実に行う。

さらに、利用者本人や家族等の想い、その人の心身の機能を考慮した介護により QOL の向上を目指す。

第２　実施事業及びその目的

１　介護保険事業及び障害福祉サービス事業

（１） 介護老人福祉施設

対象者	目的	事業内容
常に介護が必要な状態で、自宅での介護が困難な原則６５歳以上の要介護３～５の認定を受けている方。	入所者の意思や人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスを提供することを目的とする。	入所者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の世話などを提供する。

【実施事業所】

拠点	事業所名	定員	開設年月日
小　樽	特別養護老人ホームはる	80 名	平成 9 年 8 月 1 日
発　寒	特別養護老人ホームはっさむはる	80 名	平成 18 年 9 月 1 日
藤　野	特別養護老人ホームらいらっく	80 名	平成 19 年 10 月 16 日

（２）短期入所生活介護

対象者	目的	事業内容
要介護認定を受けている方。利用者の心身の状況、病状が悪い場合や疾病、冠婚葬祭、出張など介護者である家族の身体的･精神的負担の軽減などが条件。 なお、要支援の方は、介護予防短期入所生活介護のサービスが利用できる。	利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、自宅にこもりがちの利用者の孤立感の解消や心身機能の維持回復だけでなく、家族の負担軽減などを目的とする。	短期間の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供する。

【実施事業所】

拠点	事業所名	定員	開設年月日
小　樽	ショートステイはる	20 名	平成 9 年 8 月 1 日
発　寒	ショートステイはっさむはる	20 名	平成 18 年 9 月 1 日
藤　野	ショートステイらいらっく	20 名	平成 19 年 10 月 16 日

（３）通所介護

対象者	目的	事業内容
要介護認定を受けている方。 要支援の方は、介護予防・日常生活支援総合事業の対象。 小樽拠点の赤岩・稲穂各事業所は、基準該当事業所登録により生活介護を受けることが困難な障がい者の受け入れも可能。	利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、自宅にこもりがちな利用者の孤立感の解消や心身機能の維持、家族の介護の負担軽減などを目的とする。	利用者の自宅から施設までの送迎を行い、食事や入浴などの日常生活上の支援、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供。 生活機能向上のためのグループ活動などの高齢者同士の交流も行う。

【実施事業所】

拠点	事業所名	定員	開設年月日
小　樽	デイサービスセンターはる	50 名	平成 9 年 8 月 1 日
	デイサービスセンターはる小樽稲穂	45 名	平成 27 年 12 月 1 日
発　寒	デイサービスセンターはっさむはる	42 名	平成 18 年 9 月 1 日
	デイサービスセンターはる北 17 条	40 名	平成 20 年 1 月 7 日
藤　野	デイサービスセンターらいらっく	40 名	平成 19 年 10 月 16 日
	デイサービスセンターはる清田	40 名	平成 25 年 5 月 1 日

（4） 認知症対応型通所介護

対象者	目的	事業内容
要介護認定において認知症と診断を受けた方で、施設と同じ市町村に住民票のある方が対象。 なお、要支援の方でも、認知症の症状が明らかにみられる場合は、介護予防認知症対応型通所介護の対象となる。	専門的なケアを提供するサービスを行う中で、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の社会的孤立感の解消や心身機能の維持回復だけでなく、家族の介護の負担軽減などを目的とする。	利用者の自宅から施設までの送迎を行い、認知症の利用者に施設において、食事や入浴などの日常生活上の支援、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供。

【実施事業所】

拠点	事業所名	定員	開設年月日
小　樽	認知症対応型デイサービスセンターはる	12 名	平成 9 年 8 月 1 日

（5） 居宅介護支援

対象者	目的	事業内容

要介護認定を受けている方が対象。 なお、要支援の方は、居宅介護支援に準じた介護予防支援を受けることができる。	利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を送ることができるよう、支援することを目的とする。	介護支援専門員（ケアマネジャー）が、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用するためのケアプランを作成し、そのプランに基づいてサービスが提供されるよう事業者や関係機関との連絡・調整を行う。

【実施事業所】

拠点	事業所名	開設年月日
小　樽	指定居宅介護支援事業所はる	平成 12 年 4 月 1 日
発　寒	指定居宅介護支援事業所はっさむはる	平成 18 年 6 月 1 日
藤　野	指定居宅介護支援事業所らいらっく	平成 20 年 3 月 27 日
	指定居宅介護支援事業所はる清田	平成 25 年 5 月 1 日

（6） 認知症対応型共同生活介護

対象者	目的	事業内容
認知症と診断された要支援２又は要介護１～５の認定を受けている方で、施設と同じ市町村に住民票のある方が対象。	利用者の意思や人格を尊重し、常に利用者の立場に立って専門的なケアを提供することを目的とする。	利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練などのサービスを提供する。

【実施事業所】

拠点	事業所名	定員	開設年月日
小　樽	グループホームはる	27 名	平成 16 年 4 月 1 日

2　老人福祉事業

（1） 軽費老人ホーム（ケアハウス）

対象者	目的	事業内容
原則として６０歳以上の方で、自炊ができない程度の身体	利用者を低額な料金で入所させ、日常生活上必要な便宜を	利用者の入所時に、従来の生活状況、家庭状況及び心身の健

機能の低下や独立して生活するには不安あることなどが認められ、家族による援助を受けることが困難である方が対象。	供与し、健康で明るい生活を送れるようにすることを目的とする。	康状態等について把握し、入所後の利用者の各種相談や適切な助言に努め、食事や入浴の準備などの日常生活上の支援や緊急時の対応等を行う。

【実施事業所】

拠点	事業所名	定員	開設年月日
小　樽	ケアハウスはる	50 名	平成 11 年 9 月 1 日

（2） 地域包括支援センター（札幌市受託事業）

対象者	目的	事業内容
札幌市内に居住する６５歳以上の高齢者並びにその家族、地域福祉関係者、介護保険サービス事業者等を対象。	保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持と生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援することを目的とする。（設置主体：札幌市）	必要な介護予防サービスが提供されるための適切な介護予防ケアマネジメントを実施するとともに、地域のサービスネットワークの構築や、権利擁護を含む総合的な相談業務の実施、高齢者の状態変化に対応した長期継続的な包括的･継続的ケアマネジメントの支援を行う。

【実施事業所】

拠点	事業所名	開設年月日
発　寒	札幌市西区第 3 地域包括支援センター	平成 25 年 4 月 1 日

3　コミュニティケア事業

対象者	目的	事業内容
年齢を問わず、すべての小樽市民を対象とする。	ノマド福祉会の事業目的に沿って、地域住民の「福祉の増進」に貢献することを目的とする。	①　こども食堂 ②　共生カフェ（喫茶） ③　共生カフェ（認知症カフェ） ④　地域活動支援事業

【実施事業所】

拠点	事業所名	開設年月日
小　樽	暖カフェ	平成 29 年 8 月 1 日

第３　組織体制

社会福祉法人ノマド福祉会　組織図

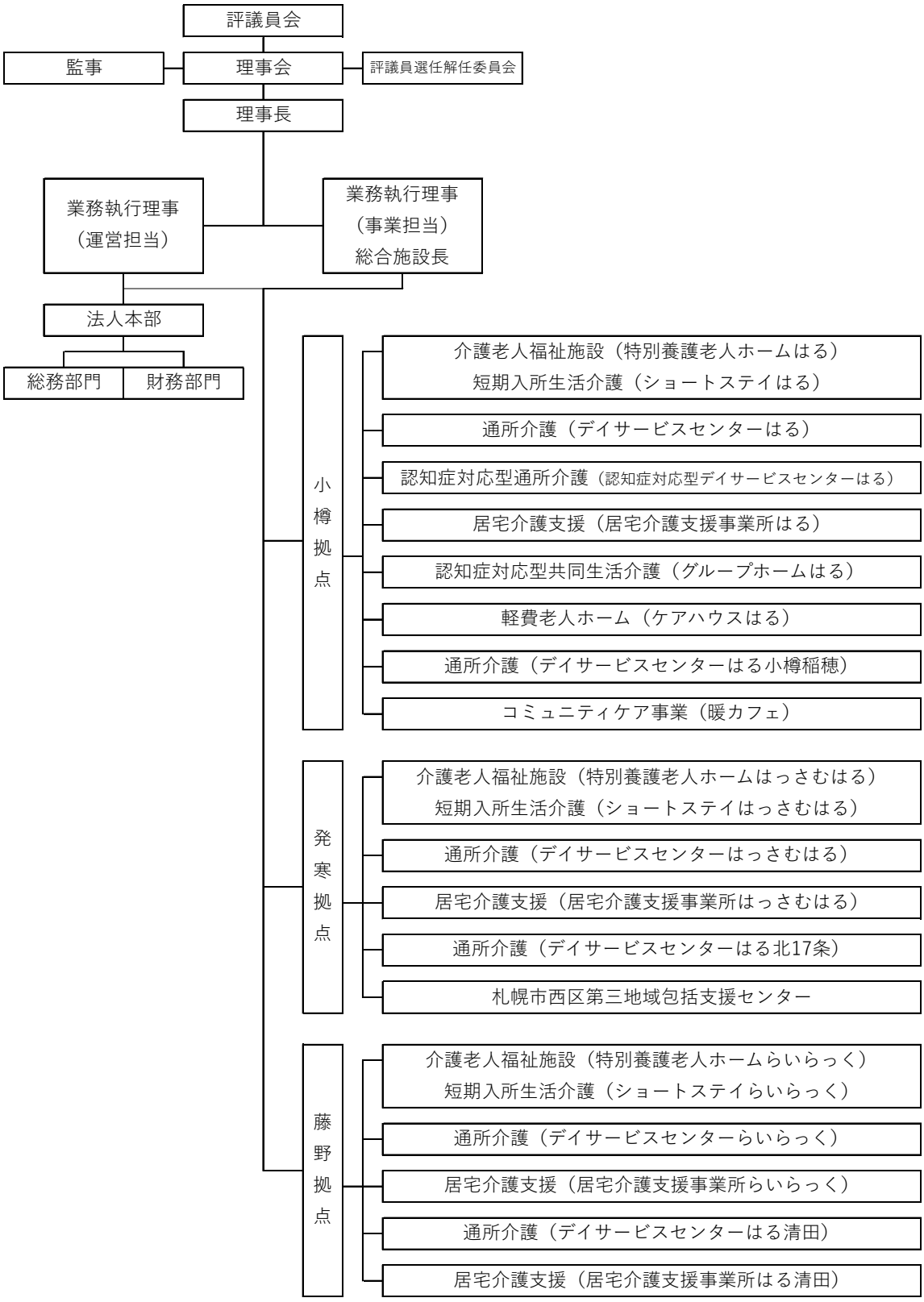

第４　法人本部（各拠点事務部門）

１　法人運営の健全化・安定化

令和６年度の収支状況を見ると、人材確保が困難等の理由により、令和５年度末を以て閉鎖したヘルパーステーション事業の収入減少分（令和５年度：約 11,000 千円）は主にデイサービスセンターの稼働上昇の実現により、十分に補うことができたが、職員給与処遇の改善、最低賃金の引き上げといった人件費の上昇、食材費・光熱水費をはじめとした物価高騰などを原因として事業費及び事務費の増加が非常に大きく、いまだ安定した経営状況とは言い難い状況である。

社会福祉法人としての責務である、地域社会に安定した福祉サービスの提供を継続するためには、経営の健全化・安定化は必須であることから、逐次、人口問題や住民ニーズ等を把握しながら、各種事業のあり方を検討するほか、個別事業ごとの課題の解決に向けた取組を積極的かつ速やかに進めていく。

２　人材確保・育成

安定した収支はもちろんのこと、利用者へ良質なサービス提供を行うための最も重要なものは、人材の確保と育成にある。しかしながら、介護報酬を基に設定せざるを得ない介護業界の平均賃金は、他の業界よりも低く抑えられる傾向にあり、若年者の職業選択の幅の拡がりも含め、人材確保は一層厳しい状況にある。

そのため、少しでも多くの新規採用者の確保や、在職職員の離職防止を図るには、同業他法人等との差別化を図る必要があり、その対応として、職員給与の処遇改善に向けた取組が必須となる。

しかしながら、収支が厳しい当法人がこの対応を行うことは簡単ではないことから、経営のスリム化、無駄な経費の節減等に積極的に取り組み、給与改善の財源確保に努める。

なお、人材確保については、現在、様々な業務を執り行う各統括施設長マターとなっているが、この問題は待ったなしの状況であり、昨年度検討できなかった人材確保等の「専掌組織」の設置の検討を早急に行う。

また、上記に加え、職員の健康（メンタルヘルス）サポート体制を整えることにより、労働環境改善を図り、離職防止に努める。具体的には、専門医療機関との契約締結により、職員に対するカウンセリング窓口の設置、担当部門への助言・コンサルテーションや職員に対する教育・研修等の機会を設ける。

３　各種規程等の整理・周知

昨年度は、国の法令改正等に基づく、各種規程等の改正、整理を行ったが、法人運営の基本となるこれら規程等の設置目的、内容等を各職員がよく理解されていないという実態も明らかとなった。

そのため、全職員に対する各種規程の設置目的、内容等について、様々な機会を活用して周知を図る。

また、今年度は、人材不足が顕著である介護職員の給与改善を先行して行うため、「職員給与規程」の改正を行ったが、次年度に向け、引き続き、財源を確保することにより、全職員の処遇改善に努める。

第５　事業別計画

１　介護老人福祉施設

（１）生活相談員部門

ア　基本方針

利用者が、自立した心豊かな生活と尊厳をもった生活、自立したその人らしい人生を継続できる人権を尊重した支援を構築する。

常に利用者の立場に立った処遇の取り組みと生活の資質向上に努め、地域社会と施設を繋ぐため、時代の変化を敏感に察知し、地域社会から求められる福祉サービスの提供を行う。

イ　事業（サービス）内容

（ア）利用者や家族の支援

利用者の人権を尊重し、常にその立場に立ち、安心して暮らせる施設づくりと家族との連携を密にし、信頼されるケアを実施する。

（イ）社会生活の継続性

地域社会との繋がりを重視し、地域を支える福祉施設として、閉鎖的な施設とならないよう、行事の開催や地域のイベントへの参加など日ごろから交流を深め、近隣住民から信頼されるよう努める。

（ウ）適切な入所相談並びに入所判定会議

公平性のある入所相談を行うため、入所希望者の心身の状態や生活歴を的確に把握するとともに、他施設での受け入れが難しい方に関しても、適切な協議、入所判定を行い、利用者、家族から相談して良かったと思っていただけるよう、親身に対応する。

施設待機者が減少しつつあり、申込者確保の対策、拠点間の連携を行い継続的な運営を図る。

（エ）コミュニティワークの展開

利用者、家族が孤立することがないように、感染対策を行い、定期的に面会方法を検証、検討するほか、家族の不安を取り除くため、懇談会など家族の声を聴く機会を設ける。

また高齢者問題に限らず、地域や住民が抱える課題を関係機関、他事業者とも連携を図り、それぞれの地域社会を支える。

ウ　事業所別特記事項

（ア）小樽（特別養護老人ホームはる）

ａ　拠点間の生活相談員との連携、サービス内容の情報を共有し、新しい体制となっても提供サービスに影響のないように努める。

ｂ　地域における困窮者に早急に対応できるよう、日ごろから地域との交流を深める。また、利用者が日々の生活に喜び、楽しみを持てるよう様々な活動を積極的に行う。

ｃ　施設待機者が少なくなっている現状を踏まえ、昨年度、医療機関等への積極的な営業を行った結果、複数の病院との連携が取れるようになったが、今年度はさらにそれを拡大する。

ｄ　次世代育成を目的とし、今年度から生活相談員の実習生の受け入れを積極的に進める。

（イ）発寒（特別養護老人ホームはっさむはる）

ａ　昨年度より再開した居室面会を通じて、利用中の日々の変化等をタイムリーに伝えるなど

家族との情報交換を密にすることで、利用者の現状理解へ繋げるとともに、協力医療機関、多職種と良好な連携ができるよう調整力を高める。

b　利用者が日々の生活の中で喜びや楽しみを感じられ、その人らしい生活を送ることができるよう、利用者の日常の様子を介護支援専門員と情報共有するとともに、地域の方々との交流、外出の機会を多く設ける。

c　施設待機者数が減っている状況を踏まえ、施設見学の受け入れ、法人外事業所への営業、他拠点との連携を積極的に行い、安定した稼働率の確保を目指す。

（ウ）藤野（特別養護老人ホーム らいらっく）

a　利用者、家族にとって施設が自宅のように感じていただけるよう、小さなことでも相談していただける環境づくりや多職種との情報共有に努める。

b　地域に根付いた施設を目指すため、感染症対策を行いながら、地域の事業所や地域住民の方々との交流機会を設け、積極的に地域活動を行う。

c　施設待機者が少ない状況にあるため、目標稼働の達成に向けて、積極的な営業活動を行うとともに、拠点間の情報共有を常に行う。

（2）介護部門

ア　基本方針

介護職員不足が続いているため、業務の「棚卸し」による現行業務の評価や、ＩＣＴ、介護ロボットを活用して業務軽減や効率化を図り、状況の改善に取り組むほか、昨年度から各拠点において受け入れている、新たな介護の担い手である外国人介護人材の知識・技術の習得に向けた指導に努める。

ケアマネジメントにおいては、専門性を生かし利用者の多様なニーズに応え、利用者の生活の質（QOL）の向上となるよう、介護の質を高める。

イ　事業（サービス）内容

（ア）チームアプローチによる利用者本位のケアの確立

チームアプローチができるよう、多職種がそれぞれの専門性を活かし利用者の多様なニーズに応え、より利用者に合ったケアを展開できるよう連携を深める。

また、安全かつ安心できるような生活を過ごしていただくことを目指し、利用者の自己選択やプライバシー、さらには家族の意向を充分にくみ取り、スタッフ一人ひとりがその専門性を高めることができるよう知識と技術の習得、ケアの充実に努める。

（イ）自立支援

過剰介護により、利用者の自立を妨げることのないよう、充分なアセスメントを行い、ＡＤＬの維持・向上に繋がるよう専門的介護を実施、展開する。

また食事介護においては、嘱託医や歯科医との連携のもと、体調及び口腔環境の改善・維持を目指し、利用者の安全に食する楽しみ、喜びに繋がるように努める。併せてミールラウンドを適宜行い、個別に合わせた食事形態が提供できる対応を継続する。

（ウ）機能訓練

利用者の自立支援と生活の質の向上を目的に個別機能訓練計画を作成し、身体機能の維持・

向上を目指す。また、機能訓練を通じ、介護職員への褥瘡予防に関する知識や技術指導に努めるほか、転倒転落事故が発生した場合は身体機能や歩行レベルの因果関係を探り、対応策や予防についての助言を行う。

（エ）認知症のケアの確立

正しい認知症知識により、利用者が精神的に穏やかな生活を送ることができるよう、多くの職員が認知症介護実践者研修、認知症介護リーダー研修などの専門研修に参加できるように環境を整え、受容・共感的な関わりをベースとした支援を行う。

（オ）ターミナルケア

入所時から利用者らしい人生を最期まで送ることができるよう、老いのプロセスを理解し、家族とともにケアにあたることを心がける。

家族の不安や要望、相談に対し速やかに対応する姿勢を持ち、丁寧な情報提供を行うとともに、面会の際には利用者と家族の繋がりを一番に考えた環境を整える。

（カ）自己啓発

様々な研修への参加により、常に知識と技術の研鑽に努め、ケアの質の向上を図るとともに、実践に基づいた理論の確立の中でケアの充実を図る。

ウ　事業所別特記事項

（ア）小樽（特別養護老人ホームはる）

a　介護人材が不足している中、業務の軽減等を目的としたＩＣＴ化や介護ロボット等の取り入れを進めていくため、導入機材等の評価や積極的に展示会に参加する。

b　将来的に清掃業務を業務委託から直営化できるよう計画的に、高等支援学校等からの障がい者雇用を拡大するほか高齢者雇用と組み合わせ、対応状況等の評価を行う。

c　外国人介護人材については、今年度は夜勤を含めた勤務体制づくりを行い、その対応状況等の評価を行う。

（イ）発寒（特別養護老人ホームはっさむはる）

a　学生が実習先として選択できるよう、初任者研修や実務者研修の養成校（あずみ福祉カレッジと鹿光学習センター）及び採用実績のある介護福祉士の専門学校（大原医療福祉専門学校）と連携を深めるほか、新規開拓を図り、実習生等が「ここで働きたい」と感じてもらえる指導体制を確立する。

b　介護ロボット「眠りスキャン」を 1 ユニット１０台導入し、利用者へのケアの質の向上や業務軽減について検証する。

c　薬事故防止のため、介護職員個々が生命に関わるという重みを深く理解したうえで、介護を行うよう、事故防止委員会と連携し、役職者及びユニットリーダー中心に指導を徹底する。

d　介護職員の雇用の促進に向け、「北海道働きやすい介護の職場認証制度」の認証が得られるよう、４つの認証基準に重点を置いた学びと実践を展開する。

e　ユニット型の住環境の理解を深め、利用者が自分らしく過ごせる場の提供が行える工夫を行い、日々の満足が得られるような支援に繋げる。

（ウ）藤野（特別養護老人ホームらいらっく）

a　利用者が安心して健康的な生活を送ることができるよう、快適な生活環境の保全に努める。

b　職員の資質で介護技術に格差が生じないよう、職員間の情報共有を強化、ケアの統一により、利用者個人のニーズに合わせたサービスを提供する。

c　ＩＣＴや介護ロボットの導入を図り、業務の効率化を図る中で、職員には業務負担の少ない職場環境の確立、利用者には安全で安全なケアの提供を目指す。

d　利用者の事故防止や褥瘡予防のため、利用者の状態変化を早期発見し、他の職種と連携・協力を行う。

e　家族に対し、利用者の生活状況及び身体状況を適宜報告し、信頼関係の構築を目指す。

（3）看護部門

ア　基本方針

専門職として職務に対する責任と多職種とのチームアプローチのもと、利用者の健康状態を観察し、正確な判断、的確な対応が迅速にできるよう日々知識と技術の向上に努める。

イ　事業（サービス）内容

（ア）利用者のＱＯＬの向上を目指した健康管理

利用者のＡＤＬ維持向上のため、嘱託医を含む他の職種との連携によるチームアプローチを強化し、ＱＯＬに配慮した看護を展開する。そのため、定期的なバイタル測定や、必要な定期検査や定期健康診断等による健康管理のほか、歯科医及び歯科衛生士等指導のもと口腔衛生に努め、肺炎の予防、嚥下機能の維持、生涯経口摂取を目標に取り組む。

また褥瘡ゼロに向けて他の職種と連携し、褥瘡予防に積極的に取り組む。

（イ）２４時間の看護体制

利用者の重度化等に伴う医療ニーズの増大に対する観点から、夜間休日における２４時間連絡体制（オンコール体制）を確保するとともに、様々な慢性疾患を抱え、予測が難しい急性期症状を呈する利用者に対し、日常的な観察により異常の早期発見に努める。

（ウ）感染対策の徹底と衛生的な環境整備

様々な感染症に対し、新たな知識や情報を敏感にキャッチし、多職種と協働し、日常的に感染予防を行う。感染症が発生した場合には「感染症ＢＣＰ」により速やかに対処し、感染の拡大防止に努める。

また、職員全体への感染予防知識向上のため、感染症対策委員会と連携し、その指導、学習会及び訓練を行う。

（エ）利用者・家族との信頼関係の構築

利用者の体調変化時には家族に連絡し、可能な限り利用者と家族の意向に沿った対応ができるよう配慮する。利用者が、最期まで自分らしく穏やかに過ごすことができるよう多職種と協力し最善の対応に努める。

（オ）業務の軽減　効率化と働きやすい職場作り

薬関係などの事故防止のため、ヒヤリハット報告を上げ、事故を未然に防ぐ意識改革並びに業務改善を行い、正確かつ効率的に業務が遂行できるよう、マニュアルの改定を適宜行う。

また、職員の負担を軽減するために業務整理を行い、看護職員同士のカンファレンスの機会を増やし、意見交換や協力体制が取りやすい環境を整える。

ウ　事業所別特記事項

（ア）小樽（特別養護老人ホームはる）

a　看護職員の退職、高齢化により職員体制は一層厳しくなり、新たな看護職員の確保も難しい状況にあるため、嘱託医のほか、他の職種との協力体制、情報の共有等により、体制の維持に努め、看護職員の確保には、職員紹介、紹介会社等、あらゆる方法で対応する。

b　昨年度の業務の棚卸し結果を踏まえ、業務の軽減を図るとともに、業務マニュアルの作成等を行う中で、経験の浅い職員でも対応できる体制を整備する。

c　小樽特養は感染拡大がしやすい従来型施設であるため、感染対策を緩めず、感染対策委員会を中心に安全安心を確保しつつ、利用者や家族のニーズに寄り添った対応を常に検討する。

（イ）発寒（特別養護老人ホームはっさむはる）

a　今後の看護職員不足に向け、様々な雇用形態の受け入れや職員の負担軽減のための業務見直しを図り、多職種と協力体制の取りやすい環境、働きやすい職場づくり整備する。

b　利用者の医療ニーズが高まる中、専門職として利用者の健康と生活の質を向上させる支援を行うとともに、感染時も含め、迅速な医療対応が取れるよう協力病院と連携を図る。

c　家族との関わりを増やし信頼関係を築く。

d　感染対策（新型コロナウイルス等）については、感染対策委員会を中心に「標準予防策」を実践するとともに、感染症発生の場合は迅速かつ蔓延しない対応を行う。

（ウ）藤野（特別養護老人ホームらいらっく）

a　職員確保が非常に厳しい状況を鑑み、多職種との連携を強化し、特に看護と介護の関わりを強く持ち、協力体制の中で、現状を打破できるように取り組む。

b　感染症については、感染対策委員会を中心に日常から「標準予防策」を実践し、感染症の拡大の防止に努める。

c　利用者が明日への楽しみを見つけられるよう多職種と協力し、季節折々の行事を立案、実施する。

d　看護職員の年齢層が広がったことを強みとし、経験豊かな職員が職員育成に力を入れ、認知症看護の専門性を若い世代へと伝える。また、一人ひとりが意見を言いやすい開けた職場づくりを構築する。

e　法人理念のもと、施設での看取りに関し、緩和ケア実施のため知識と技術の向上に力を注ぎ、家族とともに最期を看取れるよう、こころを込めてより良いケアを提供する。

（4）給食部門

ア　基本方針

利用者の QOL 向上のため、多職種と連携した適切な栄養管理の実践に加え、旬の食材をとり入れるなど、利用者が季節を感じ楽しんでいただける食事を提供する。また食材費や給食委託業者への業務委託費が高騰しているため、契約内容の見直しなどを行い、今後も利用者に満足していただける安定した食事提供が続けられるように取り組む。

イ　事業（サービス）内容

（ア）給食管理　日本人の食事摂取基準（2020）に基づいたメニューの立案

栄養価だけでなく視覚や嗅覚にもアプローチできる献立作成を心がけ、利用者の状態に合わせた安全で質の高い食事提供に努める。

（イ）栄養管理

「栄養ケアマネジメント」において、利用者の栄養状態等に関するアセスメントをもとに、栄養ケア計画を多職種で作成し、利用者・家族への説明・同意・交付のプロセスを実施するとともに、専門職として咀嚼、嚥下に関するアセスメント力を身につけるよう努める。

（ウ）衛生管理

利用者が安全かつ安心して快適な食生活を送れるよう、給食委託業者と連携し、誤配膳、異物混入を防ぐとともに、食中毒等の事故防止のため、食品衛生管理に取り組む。

感染症発生時に迅速な対応ができるよう各部署・給食委託業者との連携を図る。

（エ）危機管理

大規模な災害・クラスター発生時にはそれぞれの BCP に基づき、円滑な食事提供が可能となるよう各部署と連携し、迅速な検討及び対応を図る。

ウ　事業所別特記事項

（ア）小樽（特別養護老人ホームはる）

a　口腔管理・栄養管理と個別機能訓練との一体的取り組みの中で、利用者の自立支援・重度化予防に努める。

b　利用者が最後まで食べる楽しみを持つことができる食事となるよう、利用者個々の食歴の尊重、多職種との連携を図る。

（イ）発寒（特別養護老人ホームはっさむはる）

a　利用者個人に焦点を当て、利用者が長年食べてきた馴染みのある食事を大切にしていく。

b　看取りや食事摂取困難な方に対し、多職種で協議し柔軟な食事提供に努める。

c　アレルギー対応が必要な利用者が増えているため、職員への基礎知識の周知と厨房内における対応を徹底する。

（ウ）藤野（特別養護老人ホームらいらっく）

a　行事食や食のイベントなどを通じ、利用者に最後まで食べる楽しみを持ってもらえる食事提供に努める。

b　経口からの食事摂取を継続するため、多職種と連携し摂食嚥下機能に合った食事提供に努める。

（5）事業所別行事計画

月	小樽特養		発寒特養		藤野特養	
	内容	行事食	内容	行事食	内容	行事食
4 月	料理レク	祝日行事食	お花見	おやつレク、 お花見御膳、 松花堂弁当	お花見	春待ち弁当 祝日行事食
5 月	お花見	祝日行事食	純喫茶	祝日行事食、 おやつレク、	端午の節句	祝日行事食

				松花堂弁当		
6 月	料理レク	おやつレク	外出レク	おやつレク、 松花堂弁当	あじさい鑑賞	オードブルランチ あじさい弁当
7 月	ＢＢＱ	祝日行事食、 七夕、小樽祭り	外出レク 七夕	おやつレク、 松花堂弁当	七夕	祝日行事食、 納涼焼肉ランチ
8 月	七夕　夏祭り	開設記念膳、 祝日行事食、 お盆	外出レク 夏祭り	夏祭り行事食、 おやつレク、 松花堂弁当	夏祭り	七夕、 お盆、 夕涼み弁当
9 月	敬老会	敬老会、 祝日行事食	敬老会	開設記念行事食、 敬老会行事食、 祝日行事食	敬老会	お月見、 祝日行事食
10 月	お月見会	祝日行事食、 お月見	花火鑑賞	新米提供の日、 寿司レク	開設記念日	開設記念日 秋の味覚弁当
11 月	運動会	祝日行事食	かわり湯	松花堂弁当	紅葉狩り	オードブルランチ
12 月	クリスマス会	クリスマス会、 年越し	クリスマス会 餅つき	クリスマス行事食、 冬至、餅つき、 年越しそば、 松花堂弁当	クリスマス	鍋の日、 クリスマス、 大晦日
1 月	もちつき　お正月	三ケ日祝い善、 雑煮、 祝日行事食	移動神社、 おみくじ、 獅子舞	おせち料理、 鏡開き、 おやつレク、 松花堂弁当	お正月	お正月、 祝日行事食
2 月	節分	節分、 祝日行事食	節分	節分行事食、 おやつレク、 松花堂弁当	節分	節分、 バレンタインデー、 鍋の日
3 月	ひな祭り	ひな祭り、 祝日行事食	ひな祭り	ひな祭り行事食、 祝日おやつ、 松花堂弁当	ひな祭り	ひな祭り、 祝日行事食、 寿司の日

（6）事業所別職員会議

区分	会議内容	開催日時		
		小樽特養	発寒特養	藤野特養
入所判定会議	入所となる利用者順位について、市役所職員や第三者委員を交えて協議を行う	適宜(年 4 回程度)	適宜(年 4 回程度)	適宜(年 4 回程度)
朝・夕 ミーティング	利用者の体調や状況確認等を行う	夜勤者・日勤者交代時	夜勤者・日勤者交代時	夜勤者・日勤者交代時
運営会議	係長級以上により、拠点事業所の運営状	第 3 水曜日	第 3 木曜日	第 3 火曜日

	況や情報交換、拠点内の課題等の協議を行う	17：00～	17：30～	14：00～
ホーム会議	特養における課題について多職種で協議	月１回	なし	なし
フロア会議	フロアの課題について、各フロア職員で協議を行う	月１回		
ユニット マネジメント会議	ユニットの課題について、各ユニット職員で協議を行う		第４木曜日 17：00～	なし
リーダー会議	特養の介護現場での課題について、リーダー職員以上で協議する	月１回	第４木曜日 18：00～	第４火曜日 16：00～
ケアカンファレンス	認定期間のサービス内容の評価を行う	適宜(参加者に合わせた日時設定)	適宜(参加者に合わせた日時設定)	適宜(参加者に合わせた日時設定)
行事会議	翌月の見直し等の検討を行う	月１回	第１木曜日 16：30～	第４火曜日 17：00～
給食会議	行事食、おやつレク、日々のメニューについての検討を行う	第４木曜日 15：00～	第１火曜日 13：30～	第２火曜日 13：30～

２　短期入所生活介護

（１）基本方針

利用者の心身ともに自立した在宅生活の継続や利用者家族の負担軽減のために、適切な「短期入所生活介護計画」を作成するとともに、利用者、家族、サービス事業所や居宅介護支援事業所間で常に情報共有及び連携を図り、利用者及び家族を支援する。

また、緊急時などサービス調整が難しい場合は、拠点間にて情報を共有し、利用者の安全を前提として、サービス提供が切れ目なく行えるよう、必要に応じた調整を行う。

（２）事業（サービス）内容

ア　基本的な生活介護と相談援助

利用者や家族からの相談内容に傾聴し、在宅生活が継続できるよう、課題の解決または双方の負担軽減を図り、精神面、身体面での機能維持と自立支援を行う。

イ　的確なアセスメントに基づく安全・安心なサービス提供

短期入所生活介護を利用しても利用者の負担がなく利用できるよう、居宅介護支援事業所や家族と情報共有を図るほか、利用者が安全に利用できるように多職種での支援を行う。

ウ　送迎サービス

利用者及び家族の希望に合わせた送迎時間の調整、設定を行い、送迎時には在宅生活での様子を共有する時間を設け、日々の状態把握に努め、事故のない安全な送迎サービスを提供する。

エ　機能訓練及びアクティビティサービス

心身機能維持のため、職員や他利用者との交流機会として、レクリエーションを実施する。

また在宅生活の延長線上として生活機能訓練を行い、楽しみを持った生活が送られるよう支援する。

オ　居宅介護支援事業所や地域包括支援センターとの連携

各居宅介護支援事業所と連携を図り、信頼される関係性を構築する。

また、受け入れに際しては、迅速な対応を心がけ、利用者の不利益にならないように調整を行うとともに、たとえ受け入れが困難な場合であっても拠点間での協議を行い、受け入れ環境の有無について、最後まで調整に努める。

カ　緊急時の対応

家族の急な入院や予期せぬ災害など、急遽、利用者の在宅生活が困難になった際には、地域の資源としてできる対応を検討する。また、受け入れを行った際には切れ目のないサービス提供に努め、地域の他事業所とも連携を図る。

（3）事業所別特記事項

ア　小樽（短期入所生活介護はる）

（ア）　利用者が安心して過ごせるよう多職種で情報を共有するほか、本人、家族のニーズ把握に努め、そのニーズ実現に向け関係事業所と連携するなど、支援に努める。

（イ）　目標稼働の達成のため、医療機関からの長期利用者受け入れの積極的な営業を昨年度から行っており、今後もその関係性を維持していくほか、新たな医療機関との関係性も構築し、空床期間の短縮に努める。

イ　発寒（短期入所生活介護はっさむはる）

（ア）　在宅生活に困っている利用者及び家族の支えとなれるよう、各居宅支援事業所からの新規を含めた依頼は、迅速かつ円滑に積極的に受け入れ、予算稼働率の達成を目指す。

利用にあたっては、施設介護支援専門員と情報を共有、連携を図りながら、利用者ニーズに柔軟に対応する。

（イ）　同居家族の入院や体調不良等による緊急依頼や、虐待などの困難な事案にも柔軟な対応ができるよう多職種、関係機関との連携を図る。

ウ　藤野（短期入所生活介護らいらっく）

（ア）　困難な事案であっても施設内で協議し、どのように受け入れができるかを常に検討しつつ、家族や居宅介護支援事業所とも連携を図り支援する。

（イ）　利用者と家族の主訴を把握し柔軟な対応に心がけ、利用者及び家族、居宅介護支援事業所などに信頼していただける事業所づくりを行う。

（ウ）　利用希望者の減少等に対し、積極的な営業や受け入れを行い、安定した稼働率を目指し、利用者確保のための土台づくりを行う。

3　通所介護

（1）基本方針

利用者が住み慣れた自宅や地域で豊かな生活を送ることができ、介護者の負担軽減等のニーズに応えられるよう、利用者の心身機能の維持・向上や社会交流、さらには在宅生活の支援に全職員で取り組むほか、広く地域住民にも信頼される事業所となるように努める。

また、法人理念に基づき『生きがい活動』の場の実現を目指す。

（２）事業（サービス）内容

ア　送　迎

移動・乗降時の転倒事故や運転中の車輌事故等、事業所と自宅間における様々な事故を防ぐため、全職員が業務マニュアルに沿った介助と交通法規を遵守した安全運転に努めるとともに、送迎時には自宅での生活状況を確認するなど、利用者個別のニーズにも柔軟に対応できる準備を行う。

なお、送迎時の経路・順序等については、利用者の心身状況や本人・家族の要望等に配慮した上で、効率的に対応できるよう随時検討するとともに、利用者が安心して利用できるよう、希望に応じて事前に電話連絡なども行う。

イ　健康管理

利用者の健康状態の維持及び改善のため、バイタルチェック（血圧、体温、脈拍）や観察（表情、食事・水分の摂取状況、排泄状況、皮膚状態等）、体重測定（月１回、必要に応じ適宜）等を実施するほか、利用者の在宅生活の維持のため家族との情報交換を行い、看護職員を中心に健康状態を把握し、その異常や変化の早期発見に努め、必要なアドバイスを行う。

また、利用者や家族が在宅でも健康管理ができるよう、健康に関する相談や情報発信を行う。

利用時の体調急変等の緊急時には、業務マニュアルに沿い、速やかに家族や医療機関等へ連絡し、適切な対応を行う。

ウ　入　浴

利用者の個別の心身状況に応じた入浴形態（一般浴槽、特殊浴槽）、希望（同性・異性介助等）、健康状態等を確認し、アセスメントの上、シャワー浴や清拭、個別浴槽等の多様な対応を行い、安心快適な入浴を提供するとともに、自立を目指した支援の実施を基本とする。

業務マニュアルに基づき浴室での事故防止を徹底し、さらに浴室及び脱衣室の環境整備にも努め、入浴時間などの希望にも可能な限り柔軟に対応する。

エ　アクティビティサービス（クラブ活動）

利用者にとってデイサービスの利用が楽しくかつ満足感や生きがいが得られ、やる気や、やりがいに繋がるよう、心身機能の維持・向上のための趣味活動や小グループの活動、集団でのレクリエーションを提供するとともに、認知症進行予防の脳トレなど多様なメニューに取り組む。

また外部ボランティアによる趣味活動を取り入れるほか、「行事計画」に沿って季節を感じられる催しや外出活動を提供する。

オ　個別機能訓練

利用者の生活機能の維持及び向上を目指し、機能訓練指導員や生活相談員等、多職種の協働により、個々の利用者の心身状態や生活状況をアセスメントし、具体的な目標、個別機能訓練内容（歩行・起立訓練、段差昇降訓練、転倒予防訓練、拘縮予防訓練等）を設定した個別機能訓練計画書を作成する。

また、利用者・家族と居宅介護支援事業所との間で適切に情報共有を行い、効果的かつ参加意欲が向上するものとなるよう努める。

カ　食事サービス

利用者がバランスの良い食事を安全に摂取でき、食事への楽しみが持てるように、管理栄養士や給食委託業者と連携を図り、利用者の身体状況や嗜好に応じた対応を図るほか、行事食として、季

節を感じられるような行事食を定期的に提供する。

また、食器を工夫するなど、美味しく食べられるよう、適時適温の配膳により提供する。

キ　介　護

（ア）排　泄

利用者の自立を支援、また、身体状況に応じた介助を行うとともに、プライバシーに配慮した関わりを行う。

（イ）口腔ケア

食事の際には、誤嚥・窒息などの事故に十分注意した上で見守りを行い、利用者の口腔内の状態を適切に保てるよう、食前の嚥下体操及び食後の口腔ケア（うがい、歯磨き、義歯洗浄）等を必要に応じて実施する。

（3）事業所別特記事項

ア　小樽（デイサービスセンターはる）

（ア）　１日平均３８.５名の利用以上（稼働率７７％以上）を目標とする。

（イ）　いずれの介護度、ニーズに対しても対応できる事業所として、適切なアセスメントを行い、個々の利用者に合った目標（介護予防・認知症予防・社会交流促進等）を設定することにより、安定した継続利用となるよう心がける。

（ウ）　買い物ツアーや季節のイベントなどの外出レクをより充実させるとともに、団塊の世代の利用者増加を見据え、その年代に合った活動や催し物を利用者とともに企画し、提供する。

イ　小樽（デイサービスセンターはる小樽稲穂）

（ア）　１日平均３１.５名の利用以上（稼働率７０％以上）を目標とする。

（イ）　稼働率向上のため、街中にある事業所として、外食・買物・散歩等の多くの外出レクの実施が可能である特色を最大限に活かし、希望が多い行事、レクリエーションを積極的に取り入れる。

（ウ）　利用者ニーズの高い「暖カフェ」を有効活用し、定期的に喫茶や駄菓子購入を目的とし利用することにより、利用者の DS での過ごし方に変化をもたらし、飽きがこない様にする。

（エ）　これまでの手仕事中心のクラブ活動に加え、利用者が活動メニューに飽きないよう、新たなアクティビティ、レクリエーション等の企画を取り入れる。

（オ）　利用者にとって職員が気軽に相談できる身近な存在になれるよう、また利用者間の交流が深まるように、職員から積極的に利用者に対し声かけを行い、デイサービスを利用することで利用者の人生が豊かになるような取り組みを目指す。

（カ）　職員が働きやすい職場づくりを目指すため、定期的な個人面談を行う。

ウ　発寒（デイサービスセンターはっさむはる）

（ア）　１日平均３６.４名の利用以上（稼働率８６.９％以上）を目標としていく。

目標達成に向けて、自居宅との連携や地域・居宅介護支援事業所に向け、「売り」やイベント等の活動内容を積極的に発信する。利用者ニーズを細かく把握・分析し、スピード感を持って担当介護支援専門員へ報告を行い、信頼関係の構築及び継続を行う。利用者が定員に達し空きの確保が難しい状況でも営業は継続するとともに、利用を休まれる方とも調整を行い、

待機者に対しては、「振替利用」「追加利用」のアプローチを柔軟に行う。

（イ）　人気の高い、広い館内を利用した歩行運動「はるの健康づくり」や外出レクを「売り」として定着させつつ、他のサービスも利用者の満足度向上に向けて積極的に取り組み、「楽しくて、また来たい」と思えるデイサービスを目指す。

また個別機能訓練のプログラムを見直し、参加者の増加を図る。

（ウ）　昨年度行われた「業務の棚卸し」の削減案を実行し、職員の業務負担軽減、離職防止に努め、誰もが働きやすい職場に向けた取り組みを行う。具体的には、大胆な業務内容の変更、介護アシスタントとの業務分けやＩＣＴの活用など業務の見直しを検討するほか、管理職と職員のコミュニケーションを大切にし、職員の要望や日頃の想いを聞く機会を設ける。

（エ）　職員の資質向上に向け、日々のケア展開のなかでの指導のほか、定期的な学習会、外部研修への参加を積極的に行うことで、次世代に向けた人材の育成へ繋げる。

エ　発寒（デイサービスセンターはる北 17 条）

（ア）　１日平均３３名の利用以上（稼働率８２.５％以上）を目標とする。

目標稼働率維持のため、新規、振替利用、追加利用を柔軟に受け入れる。

（イ）　感染症対策や生活環境の清潔保持のため「標準予防策」を実践しつつ、ここ数年 8 月、12 月は、感染症の拡大が見られているため、行事イベントが安全・安心に行われるよう開催時期を検討する。

（ウ）　利用者満足度の高い外食、外出行事を継続的に行いサービスの質を維持する。

（エ）　外部ボランティア、実習生の受け入れを積極的に行う。

オ　藤野（デイサービスセンターらいらっく）

（ア）　１日平均３６.８名の利用以上（稼働率９２％以上）を目標とする。

（イ）　職員一人ひとりが職務に対する責任と主体性を持ち、職員間の協力のもと、利用者のニーズに応えられる対応を図る。

（ウ）　感染症等の発生があっても拡大させない感染対応に努め、家族、居宅介護支援専門員、その他各関係機関との連携を密に行うなかで、利用者の安全に努める。

カ　藤野（デイサービスセンターはる清田）

（ア）　１日平均３２.４名の利用以上（稼働率８１％以上）を目標としていく。

（イ）　目標達成のため「売り」である各種外出レク、趣味活動や外部講師によるイベントなど利用者が楽しめるメニューを企画し、利用者だけではなく介護支援専門員に対しても「毎日楽しめるデイサービス」としてのアピールを行う。

新規利用者獲得に向けては、介護支援専門員に信頼を得る事業所を目指し、営業活動を丁寧に継続して取り組む。

（ウ）　働きやすい職場づくりのため、年２回の職員面談、業務の見直しを行い、良好なチームワークの形成を目指す。

また、法人研修や外部研修等の参加の機会を多く持ち、次世代に向けた人材の育成を行う。

（エ）　業務効率化のため、清田区内のサービス事業所間で行われている「ケアプランデータ連携システム」やビジネスチャットの情報連携を自居宅と連携して積極的に行い、ICT 化を進める。

（オ）　昨年度の拠点所管の移行による藤野拠点との関係性をさらに強固とし、稼働上昇を始め、

サービスの向上を目指す。

（4）事業所別行事計画

月	赤岩 DS		稲穂 DS		発寒 DS	
	内容	ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ・ｸﾗﾌﾞ活動	内容	ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ・ｸﾗﾌﾞ活動	内容	ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ・ｸﾗﾌﾞ活動
4 月	桜ドライブ 外出レク	・集団レクレーション（ボッチャ、モルック、グランドゴルフ・調理レク） ・集団体操（健口体操、上下肢運動、ふまねっと） ・趣味活動（麻雀、将棋、囲碁、塗り絵、脳トレ、刺し子、レジン） ・クラブ活動（園芸、壁画作り、アロマワックス、レジン、茶道クラブ、ヨガ等） ・外部ボランティアによる音楽・園芸鑑賞	花見	・集団レクレーション（ボッチャ、モルック、巨大ジェンガ、旗揚げゲーム、カラオケ、頭文字クイズ、漢字部首当ゲーム） ・集団体操（健口体操、上下肢運動、ふまねっと） ・趣味活動（刺し子、さをり、脳トレ、トランプ、百人一首、かるた、写経、レジン、ビーズアクセサリー、花札、麻雀、 ・クラブ活動（茶道クラブ　、買い物レク、散歩レク）	外出レク （買い物）	・集団レクリエーション（ボッチャ、モルック、カラオケ等） ・集団体操（カラオケ DAM 機器） ・趣味活動（塗り絵、脳トレーニング、麻雀、囲碁、将棋、オセロ） ・クラブ活動（大人の折り紙、レジン、フラワーアレンジメント、ふまねっと、さをり織り、書道、園芸） ・はるの健康づくり （健康食・館内散歩・認知症予防） ダイイチ・ツルハ・サンキの買い物レク （年間通して毎月 2 回程度開催） ・茶話会 （ケーキ・コーヒー等）
5 月			子供の節句		お花見 （ドライブ）	
6 月	園芸		藍染		はる周辺散歩、外出レク	
7 月	祭り見学		夏祭りレク藍染		はる周辺散歩、外出レク	
8 月	お盆・納涼祭		藍染		夏祭り（盆踊り、納涼祭）	
9 月	敬老会、 ブドウ狩り		敬老会		敬老会、 出前レク	
10 月	運動会		紅葉狩り		運動会、 外出レク	
11 月	外出レク		世代間交流会		回転ずしツアー	
12 月	クリスマス会		クリスマス会		クリスマス会、年忘れ会	
1 月	餅つき、 仮装カラオケ		正月レク、 餅つき		新年会、外部ボランティア	
2 月	節分		節分		節分、バレンタイン	
3 月	ひな祭り		ひな祭り		ひな祭り	

月	北１７DS		藤野 DS		清田 DS	
	内容	ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ・ｸﾗﾌﾞ活動	内容	ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ・ｸﾗﾌﾞ活動	内容	ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ・ｸﾗﾌﾞ活動
4 月	出前食事会	・チーム対抗運動レクリエーション ・個人対抗運動レクリエーション ・おやつ調理レク ・趣味活動 （塗り絵、スクラッ	花見外出	・集団体操 （ラジオ体操・月毎の体操・嚥下体操等） ・脳トレーニング ・運動レクリエーション活動（ふまねっと、スカットボール、段昇	外出レク （ﾃﾞｻﾞｰﾄ）	・さをり織り ・はる Fit ・カラオケ ・手芸 ・大人の折り紙 ・塗り絵 ・おやつ作り
5 月	お花見		母の日、滝野		お花見ドライブ	
6 月	外出レク （ドライブ）		運動会、父の日		お食事ドライブ	
7 月	外出レク		ラベンダー鑑		お食事ドライ	

	（食事）	チアート、貼り絵、大人の折り紙、麻雀、囲碁、将棋、レジンアクセサリー作り、フラワーアレンジメント、俳句クラブ、脳トレーニング） ・書道、ペン字 ・音楽クラブ	賞	降運動、ボッチャ） ・カラオケ ・甘味行事（おやき、饅頭、羊羹、アイス、かき氷、ぼたもち、お汁粉、どら焼き作り等） ・季節の餅つき ・外部ボランティアによる毎月演奏会 ・外部ボランティアによる演芸鑑賞 ・春夏秋冬カラオケ大会 ・春夏秋冬ビンゴ大会 ・趣味活動：書道、季節の制作活動	ブ	・脳トレ教室 ・ふまねっと ・パン販売 ・ケータリングラーメン、実演寿司
8 月	夏祭り（盆踊り、縁日）		夏祭り、藻岩山		夏祭り	
9 月	外出レク（果物狩り）		敬老会、羊ヶ丘		秋のドライブ	
10 月	外出レク（紅葉ドライブ）		紅葉、開設記念日		秋のドライブ	
11 月	出前食事会		イチョウ外出		寿司実演	
12 月	クリスマス会		クリスマス会		クリスマス会 しめ縄作り スライドショー	
1 月	新年ビンゴ大会		正月レク、餅つき		新年会	
2 月	節分		豆まき、雪像作り		節分	
3 月	ひな祭り		ひな祭り、年度末ビンゴ大会		ひな祭り茶話会	

（5）事業所別職員会議

区分	会議内容	開催日時					
		赤岩 DS	稲穂 DS	発寒 DS	北 17 条 DS	藤野 DS	清田 DS
新規利用判定会議	地域、介護度、ニーズ、空き曜日、特浴、送迎の状況をみて、サービス提供プログラムの検討を行う	適宜	適宜	随時	随時	適宜	適時
朝・夕ミーティング	当日利用者の出欠、利用状況の確認を行う	毎朝 8:30～ 毎夕 17:10～	毎朝 8:30～ 毎夕 17:10～	毎朝 8:30～ 毎夕 17:10～	毎朝 8:30～ 毎夕 17:00～	毎朝 8:30～ 毎夕 17:10～	毎朝 8:30～ 毎夕 17:00～
デイサービス会議	業務の見直しの検討を行う	適宜	適宜	第 1 木曜日	月 1 回	月 1 回	月 1 回
行事会議	翌月の見直し等の検討を行う	適宜	適宜	デイ会議と同一日	デイ会議と同一日	適宜	月初め不定
ケアカンファレンス	認定期間のサービス内容の評価を行う	適宜	適宜	第 2 水曜日 第 3 水曜日	更新月	適宜	随時
給食会議	行事食、おやつレク、日々のメニューについての検討	月 1 回	月 1 回	第 1 火曜日	年 6 回	第 2 火曜日	年 6 回

	を行う						
運営会議	係長級以上により、拠点事業所の運営状況や情報交換、拠点内の課題等の協議を行う。	第３水曜日	第３水曜日	第３木曜日	第３木曜日	第３火曜日	

４　認知症対応型通所介護

（１）基本方針

認知症の方が当サービスを利用することで外出の機会を増やし、他者交流を続けることにより、認知症状の緩和、家族や利用者を取り巻く人たちとの絆が保たれ、可能な限り住み慣れた自宅で自立した生活ができるよう、認知症支援を提供する。

また利用者の「その人らしさ」を理解し、共感するとともに、利用者自身が役割を持ってデイサービス内や地域で活動をすることで社会参加できる機会を作り、地域に根付いた認知症対応型通所介護を展開する。

１日平均７.８名の以上の利用（稼働率６５％以上）を目標とし、利用者確保のために積極的に病院や居宅介護支援事業所、他法人のデイサービスに営業を行うとともに、暖カフェの「認知症カフェ」「家族会」などを活用しながら、認知症対応型通所介護の地域での理解に取り組む。

（２）事業（サービス）内容

ア　送　迎

「３　通所介護」と同

イ　健康管理

「３　通所介護」と同

ウ　入　浴

「３　通所介護」と同

エ　アクティビティサービス（クラブ活動）

利用者の満足感や生きがいが得られ、心身機能の維持・向上が図られるように、個々のニーズや心身状況を踏まえ、集団機能訓練、個別趣味活動、小グループの活動、集団でのレクリエーションを提供する。

また、利用者相互のコミュニケーションをとり、楽しみをもって過ごすことができるよう配慮するとともに、感染症対策をとりながら、各種ボランティアの受け入れや外出行事に対応する。

オ　個別機能訓練

機能訓練指導員や生活相談員等、多職種の協働により、認知症予防の観点も含めて、利用者個々の心身状態や生活状況に応じた具体的な目標を設定のうえ訓練内容の適切なプログラムを作成し、生活機能の維持及び向上を目指す。また、在宅生活が長く維持できるよう、利用者・家族及び居宅介護支援事業所と適切に情報共有を行う。

カ　食事サービス

利用者がバランスの良い食事を安全に摂取でき、食事についての楽しみが持てるように、管理栄

養士や給食委託業者と連携を図り、食器の工夫や利用者の身体状況や嗜好に応じた食事を提供直前に調理するなど、美味しく召し上がっていただくよう配慮する。

キ　介　護

（ア）排　泄

利用者の自立を支援する介助、身体状況に応じた介助を行うとともに、プライバシーに配慮した関わりを行っていく。

（イ）口腔ケア

食事の際には、誤嚥・窒息などの事故に十分注意した上で見守りを行い、自力摂取が困難な利用者には職員が介助を行うとともに、利用者の口腔内の状態を適切に保てるよう、食前の嚥下体操及び食後の口腔ケア（うがい、歯磨き、義歯洗浄）等を必要に応じて実施する。

（3）行事計画

月	内　容	レクリエーション・クラブ活動
4月	畑起こし、野菜や花の種植え	午前活動 ○脳活性化リハビリ ・学習療法（音読、計算、漢字） ・パズル ・習字（書写） ○朗読会・回想法 午後活動 ○歌の会 ○カラオケ、カルタ ○運動レク（ボール遊び・輪送り等） 趣味活動 ・将棋・オセロ・トランプ ・園芸（夏季） ・手芸、工作 ・調理など
5月	桜ドライブ	
6月	父の日	
7月	祭り見学	
8月	お盆・納涼祭	
9月	敬老会・ブドウ狩り	
１０月	運動会	
１１月	紅葉ドライブ	
１２月	クリスマス会	
1月	餅つき・仮装カラオケ	
2月	節分	
3月	ひな祭り	

※　職員会議は、「赤岩ＤＳ」と合同で実施

5　居宅介護支援

（1）基本方針

要介護状態となっても、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう利用者の心身の状況、置かれている環境を踏まえ、利用者の選択に基づいた適切な保健、医療、福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるべく配慮する。

なお、居宅介護支援サービスを実施するにあたっては、関係市町村、サービス事業者、他の居宅介護支援事業者及び介護保険施設等との連携を図るとともに、利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立って、保険サービス等が特定の種類または事業者に不当に偏ることのないよう公正

中立な業務に努める。

（2）事業（サービス）内容

ア　相談体制

電話や訪問など、相談者が相談しやすい手段を用い適切に対応する。緊急の場合にも適宜対応ができるよう 24 時間の連絡体制を整備する。

イ　課題分析

心身の状況や生活環境（住宅環境、介護者の状況など）、意向等を確認し、自立した生活ができるよう解決すべき課題を把握、分析する。

ウ　居宅サービス計画書の作成

課題分析結果に基づき、サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した居宅サービス計画書を作成する。計画作成にあたっては、特定のサービスや事業所に偏ることがないよう公正中立な計画を立案する。

エ　サービス担当者会議

当該計画に対して専門的な見地から意見を求めるため、計画に位置付けたサービス担当者等を招集しサービス担当者会議を開催する。

オ　モニタリング

居宅サービス計画書の目標に沿って支援が提供され効果が表れているか、月１回以上の居宅訪問に加え、電話等の方法により、利用者の心身状況や生活環境等の評価を実施し、サービス事業者等の計画実施状況の把握を行う。

カ　居宅サービス計画書の変更

居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更する。

キ　介護保険施設への紹介

居宅において日常生活を営むことが困難となった場合または介護保険施設への入所等を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っていく。

（3）事業所別特記事項

ア　小樽（居宅介護支援事業所はる）

（ア）選ばれる事業所に

医療面や認知症、介護現場を熟知している経験豊富な介護支援専門員が在籍し、困難ケースにも対応できる事業所であることを、地域包括支援センターや医療機関等に働きかけ、地域の利用者から選ばれるよう努める。

また、担当の介護支援専門員が不在でも、他の介護支援専門員が対応することで利用者や家族に安心感を与え、地域の評価を高め、サービス事業所と利用者双方から「はるに頼みたい」と思ってもらえる事業所を目指し、安定した稼働を達成できるよう努める。

（イ）働きやすい職場環境の確保

職員個々の業務量と支援状況を事業所内で把握し、必要時に適宜サポートし合うことで職員

の負担感やストレスの軽減を図る。また職員の体調面などを考慮し、メンタルヘルスの維持やチームワークを高め、職員の離職防止に努める。

（ウ）LINE WORKS の利用促進

適切な個人情報管理のもと、医療やサービス事業所との円滑でタイムリーな情報共有を行うために、「LINE WORKS」の活用を推進するほか、定期的に法人内の他居宅介護支援事業所の情報交換を行い、新たな情報、知識の習得に努める。

イ　発寒（居宅介護支援事業所はっさむはる）

（ア）事業運営への取り組み

利用者の満足度や要望を把握し、今後のサービス向上を図ることを目的としてアンケート調査を実施する。

（イ）関係機関とのネットワークの強化

他居宅介護支援事業所との事例検討会や研修を通じ、災害や感染症等の非常時における BCP に基づいた対応に関する情報共有や協力体制を構築できるよう関係性を強化・構築する。

また医療機関へのアプローチを続け、稼働向上を図るとともに、医療ニーズの高い方や看取りケースの受け入れにより、事業所としての対応力の向上を図る。

（ウ）拠点間の情報共有の促進

月１回の居宅合同会議などにて、各拠点・居宅介護支援事業所が抱える課題や問題点等を都度共有し、情報交換を重ね対応の統一化（標準化）を推し進める。また、法人内の事業所と連携・協力する機会を増やしコミュニケーションの活性化を図る。

（エ）人材育成、働きやすい環境づくり

職員個々が役割をもち、活躍の場を拡大することで資質の向上を進める。

また、個別面談の機会を増やし、個々の課題や要望を聞き、働きやすい職場づくりを目指す。さらに、定着した ICT 活用の幅を拡大し、業務の効率化を図るとともに、時間外労働の削減を目指す。

ウ　藤野（居宅介護支援事業所らいらっく）

（ア）利用者の意思を尊重した視点

利用者の立場や視点に立ち、本人の意思を尊重し家族等の想いに寄り添いながら、その人らしい日常生活を送るための支援を行うことを目指す。

（イ）業務の標準化

事業所内の ICT 化をさらに推進し、効率化を目指し職員の負担軽減とケアマネジメントの標準化に努める。外部研修や事例検討会に参加し、知識を深め職域の研鑽を図る。

（ウ）情報共有

法人内事業所にとどまらず、地域の関係機関との情報共有に努め、個々の抱える課題解決に向けて、より良い選択ができるように取り組むほか、地域包括支援センターと連携し、地域課題の解決に努める取り組みを実践する。

エ　藤野（居宅介護支援事業所はる清田）

（ア）安定した事業運営

地域の多様なニーズに応えるべく、併設デイサービスとの協力体制を強化するとともに、他の

介護支援専門員やサービス事業所との連携も一層深める。これら取り組みにより清田地区事業所の評価を高め、利用者数の増加と安定した事業運営を実現するとともに、地域貢献に努める。

（イ）徹底した業務改善

居宅介護支援運営基準を遵守しながら、ケアマネジメントの質をさらに高め、課題を全職員で共有し、迅速かつ具体的な改善策を策定・実行する。職員同士や事業所間の情報共有を徹底し、必要に応じて IT・ICT ツール・ケアプランデータ連携システムを積極的に導入することで、最小の労力で最大の成果を生み出せる体制を構築する。

（ウ）働きやすい環境の確保

感染症の発生や困難事例、業務量の増加などの状況下でも、介護支援専門員のケアマネ業務を円滑にサポートできる体制を整える。利用者の状況をリアルタイムで共有し合い、サービスが滞ることがないよう連携を図ると同時に、職員同士のコミュニケーションを密にして負担を軽減する。このことから、働きやすく生産性の高い職場環境の創出を目指す。

（4）事業所別職員会議

区分	会議内容	開催日時			
		小樽	発寒	藤野	清田
朝・夕ミーティング	ケース報告相談、社会資源など情報共有	毎日	なし	なし	朝のみ実施
居宅会議	業務相談・学習会	第 3 木曜日	毎週金曜日	毎週金曜日	毎週木曜日
運営会議	係長級以上により、拠点事業所の運営状況や情報交換、拠点内の課題等の協議を行う。	毎月 第 3 水曜日	毎月 第 3 木曜日	毎月 第 3 火曜日	毎月 第 3 火曜日

6　認知症対応型共同生活介護

（1）基本方針

利用者が「自分らしく生きる」ため、一人ひとりが共同生活の中で役割を持ち、お互いが協力しながら生活できる総合的な支援を提供する。

また、利用者・家族・地域の声に耳を傾け、施設運営に活かすとともに、特養との協力体制を強化し、介護度が高い利用者については、家族の意向も確認しながら、特養入所について検討する。

業務の平準化や効率化、また ICT の活用を行うことにより職員の業務軽減、職員配置数の見直しを行いつつ、サービスの質の確保に努め、収支バランスの改善を目指し事業運営の安定化を図る。

（2）事業（サービス）内容

ア　ケアの専門性

職員は、前年度の自己評価をもとに課題を見つけ、目標の設定と実践、再評価を行い、それぞれのスキルアップを行う。また、職員間でのコミュニケーションをとり合い、各ユニットのチームワークの向上を目指す。

アセスメント、ケアプランの作成及び実践、評価に係る一連の行程は、利用者一人ひとりの想い

や特性に応じたケアが展開できるよう、家族や多職種と連携をとりながら取り組む。

職員体制が厳しい中ではあるが、オンライン研修なども活用し、新たな知識を学ぶために様々な研修に職員を参加させ、ケアの質を高め、利用者の QOL の向上図る。

イ　基本的な生活介護

食事に関しては、季節の食材をとり入れ、利用者個人に合わせた形態や摂取方法、嗜好を踏まえて提供する。

入浴及び整容については、利用者が安全かつ快適に清潔が保持できるように、身体状況に合わせた対応を行う。

排泄は利用者の尊厳とプライバシーに十分配慮し、個人に合った支援や介助を行う。

ウ　地域交流

グループホームが地域の人々の繋がる場として認識されるよう「地域のひろば（だがし屋はる等）」を継続するとともに、新たに「出張こども食堂」の定期開催について検討を行う。

エ　健康管理

日常生活における様子観察（表情、食事や水分の摂取状況、排泄状況、皮膚状況等）、バイタルチェック、体重測定等を行う。看護職員を中心として利用者の健康状態を把握し、身体異常・変化の早期発見、また医療機関と連携し、体調の安定や改善に努める。

オ　看取りケア

「自分らしく最期を迎える」ことを家族とともに考え、連携を密にとり合いながら看取りケアを行う。

（3）行事計画

月	内　容	行事食
4月	開設記念	開設記念献立
5月	お花見、端午の節句 婦人部：会合・東屋花植え活動	お花見弁当、端午の節句料理
6月	外気浴・ドライブ	外食（出前） パンバイキング
7月	夏祭り 婦人部：会合	土用の丑の日、ジンギスカン、 外食（出前）
8月	焼き肉パーティー 七夕まつり、盆踊り	七夕献立、焼肉
9月	お月見、敬老会、彼岸祭	お月見・お彼岸献立 敬老祝膳、外食（出前）
10月	紅葉狩り、ドライブ 婦人部：会合・作品作り他 ハロウィーンパーティー	紅葉狩り弁当 味覚祭り（スイーツバイキング） ハロウィーンスイーツ
11	ユニット内企画	鍋料理、手打ちそば、出張寿司

月	婦人部：長寿を祝う会	
12月	餅つき、クリスマスパーティー、大掃除 婦人部：会合・忘年会	クリスマス献立、ケーキバイキング、 年越し献立
1月	お正月	おせち、お寿司パーティー
2月	節分、雪あかり	節分献立、中華バイキング
3月	ひな祭り、彼岸祭 婦人部：桜餅作り、会合・報告会	ひな祭り献立、お彼岸献立
毎月随時	・誕生会（該当者のいる日） ・手芸等の趣味活動 ・季節を感じられる環境作り ・音楽療法（毎週金曜日） ・花、野菜作り ・駄菓子屋はる販売	・誕生会食（該当者の好み献立） ・季節の旬の食材を取り入れた献立 ・健康食（十六雑穀など） ・スウィーツワゴン

（4）職員会議

区　分	会議内容	開催日時
朝・夕 ミーティング	利用者の体調や状況確認等を行う	毎朝９：１５～ 毎夕１７：００～
ユニット会議 （各ユニット開催）	ユニットの課題について、各ユニット職員で協議を行う	随時
ケアカンファレンス （各ユニット開催）	認定期間のサービス内容の評価を行う	月１～２回
リーダー会議	GHの介護現場での課題について、リーダー職員以上で協議する	随時
グループホーム会議	GHにおける課題について多職種で協議	随時
行事委員会	翌月の行事見直し等の検討を行う	随時
交流会議	交流事業について協議を行う	随時
入所判定会議	入所となる利用者順位について、協議を行う	適宜
婦人部会	婦人部会開催について協議を行う	随時

7　軽費老人ホーム（ケアハウス）

（1）基本方針

自立支援・介護予防の視点に立ち、利用者自身が自らの健康を管理し、地域での生活を自分らしく、生きがいを持って継続できるよう支援する。

老人福祉法に基づいた社会福祉施設としての責務を自覚し、地域社会の中で困難を抱える高齢者

の受け皿となり得るよう関係機関との協力連携に努め、職員各々が専門性を持って相談援助サービスを提供できる体制と環境の整備に努める。

感染対策を講じた上で様々な活動を活発化させ、時代に応じた暮らしの在り方を模索し、現代の利用者像に適したサービスが提供されるよう努める。

（2）事業（サービス）内容

ア　食事の提供

利用者の健康に配慮した食事を１日３食、原則食堂で提供し、利用者の体調管理を支援する。ただし、医師の指示のある利用者に対しては、指示内容に応じた療養食など特別な食事提供を行う。

また嗜好調査に基づいた利用者の好みの食事の提供に努めるとともに、安全な食事の提供に資するため、感染症や食中毒に関する研修を行う。

イ　入浴の準備

浴室や脱衣場を清潔に保ち、入浴（シャワー浴を含む）できる機会を毎日提供するとともに、利用者の心身機能の変化により、一人での入浴に不安が生じた場合は、安全に入浴できるよう外部サービスの導入を利用者と相談する。

ウ　余暇活動の支援

利用者が健康で明るく過ごすことができるよう、介護予防に資するクラブ活動やレクリエーション活動について利用者の趣味や要望をアンケート等で把握のうえ、企画立案し、利用者個々が自発的かつ自主的に参加できるよう支援する。

エ　健康管理

年に１回の医療機関での健康診断の実施のほか､利用者が自らの健康管理に役立てられるよう、週に１回、職員による健康チェック（バイタル測定と記録）を行い、利用者の体調の変化を早期に発見できるよう努める。これらの情報は家族やかかりつけ医療機関、サービス事業者等と共有し、高齢化が進んでいる利用者の健康保持や疾病の予防に取り組む。

オ　生活相談と助言

年に１回の生活アンケート（面談方式)、２ヶ月に１回の利用者懇談会で利用者の要望や生活課題の把握に努めるほか、専門職の視点に立って適切な相談援助サービスの導入、提供ができるよう、利用者の日々の状況について申し送り等を活用し、職員間での共有化を図る。課題の内容によっては、家族やサービス事業者等と連携し、課題解決のための支援を行う。

カ　緊急時の対応

職員は日常的な利用者の健康状態の把握に努め、事故や身体等の急変時に適切な対応がとれるよう基礎的な医学知識や救護対応などの習得に取り組み、夜間休日の緊急時には待機職員によるオンコール体制で対応する。

自然災害、感染症発生の場合は、それぞれの BCP に基づき、迅速な対応を行う。

キ　地域活動への参画

利用者の社会参加を希望する意向は年々高まっており、赤岩保育所の児童と協力して畑で収穫を行う世代間交流に加え、収穫状況にもよるがこども食堂への野菜の提供を行い、そこに地域活動への意義を感じてもらい、より生きがいを持って過ごしてもらえるようにする。

（3）行事計画

月	内　容	行事食
4月	お茶会・お花見ドライブ	昭和の日
5月	地域ボランティア清掃・交流菜園（開始）	憲法記念日・子供の日・みどりの日
6月	運動会	運動会
7月	交流菜園	小樽祭り（住吉神社例大祭）
8月	七夕花火大会・交流菜園収穫祭	七夕・お盆
9月	敬老祝賀会・お彼岸おはぎ作り	創立記念日・敬老の日・秋分の日
１０月	紅葉ドライブ・芋もち作り	
１１月	文化祭	文化の日
１２月	クリスマス会・餅つき	冬至・クリスマス・年越し
1月	新年会	三が日（おせち料理）・七草粥・ 鏡開き・成人の日
2月	豆まき・雪あかりの路	節分
3月	ひな祭り・お彼岸ぼた餅作り	ひな祭り・春分の日
月例	誕生会・ビデオ上映会・お楽しみ入浴 買い物ツアー・入居者懇談会（偶数月）	

（4）職員会議

区分	会議内容	開催日時
朝・夕 ミーティング	ケース報告相談、社会資源など情報共有	毎朝 10：00～ 毎夕 16：30～
給食会議	給食関連事項についての協議	3 月毎第 4 木曜日 15：00～
ケアハウス運営会議	行事内容の検討、委員会報告、施設運営についての協議	毎月第 3 水曜日 14：30～
ケアカンファレンス	利用者情報・提供サービス内容について協議	随時
入所判定会議	入居となる利用者の順位等について、ケアハウス職員を中心とし協議	新規入居発生時　随時

8　地域包括支援センター

（1）基本方針

行政、企業・団体、地区組織など様々な機関や幅広い世代の住民等が協力し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療と福祉の連携を図り、地域包括ケア体制の構築に向けて事業に取り組む。

地域活動や介護予防ケアマネジメントを通じて地域住民や利用者の意向を確認し、関係機関と情報共有を図りながら、介護予防に必要な取り組みや高齢者がいつまでも健康的な生活を続けられる支援の充実を行う。

また感染症、非常災害などの非常時でも事業継続ができるよう BCP の整備を行うとともに、業務改善・効率化に向けた ICT の活用、法人内の他事業所との協力などを積極的に行い、急な人員減等にも対応できるセンターの基盤の再構築に取り組む。さらに、ライフワークバランスの充実を図るなかで、職員の離職防止や人材確保に努める。

センターでは昨年度様々な問題が生じ、様々な資格を有する専門職としての資質を問われる機会となった。対人援助者として、基本に立ち戻り、センターの信用・信頼回復に努める。

（2）事業（サービス）内容

ア　総合相談支援事業

地域に住む高齢者の様々な相談の受付、情報収集や訪問などによるアプローチを行い、関係機関と調整するなどして支援に繋げる。緊急性の高いケースについては、センター内での検討及び関係機関と連携し、インフォーマルサービス支援の活用など早期解決に向けた支援を行う。

また、年齢とともに筋力や心身の活力が低下し、介護が必要になりやすく、健康と要介護の間の虚弱な状態（フレイル状態）が疑われる方の自立生活の継続を促すために、昨年度から開始した「フレイル予防マネジメント事業」やハイリスク者へのアプローチなどに取り組む中で、地域包括支援センターの認知度を高める。

イ　権利擁護の普及・啓発

消費者被害や成年後見制度などの情報を広報誌の発行や研修の開催、ほっとワーク会議や弁護士勉強会など、西区協議体との協働作業を通じて、地域住民や介護保険事業者に権利擁護の普及・啓発を図る。

認知症に対する理解や偏見をなくすため、地域住民等や介護保険事業者を対象とした認知症サポーター養成講座を開催するほか、研修受講者に対し、フォローアップ研修やボランティア登録などの支援を行う。地域の未受診・サービス未利用の認知症高齢者に対しては、認知症初期集中支援推進事業の活用を勧める。

認知症にやさしいまちづくりの取り組みとして、西区内の認知症プロジェクト会議での活動（医療機関 MAP 作成や認知症カフェ、パネル展の開催など）を継続する。また、認知症や様々な疾患を抱えた方を支えるケアラーが相談できる機関としての理解を得るため、チラシ配布や地域活動を通じた周知活動を強化する。

ウ　包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

（ア）居宅介護支援事業所・介護支援専門員との連携

担当圏域内全ての居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護支援事業所、看護小規模多機能型居宅介護支援事業所へ年１回訪問し、実態やニーズの把握を行うとともに、研修会や合同事例検討会などの開催を通じ、介護支援専門員の実践力向上とネットワーク構築に向けた支援を行う。

居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との地域での協働に向けて、交流会を開催し、意見交換や情報共有の場を設けながら、連携強化を図る。

（イ）介護予防ケアマネジメント業務

介護予防ケアマネジメントマニュアル等に基づき適切なアセスメントを行い、多様な地域の

社会資源を活用し、目的志向型の計画を作成する。

介護予防ケアマネジメント・介護予防支援業務を適正に行うため、年２回の自己評価及び管理者によるケアプラン点検を実施し、適正なケアマネジメントに努める。

（ウ）介護予防支援

介護予防推進、フレイル予防のための活動として予防センターや関係機関と協働し、住民を対象とした健康講話を実施する。また地域住民が主体となり、介護予防の取り組みが実施できるよう関係機関との連携を図る。

エ　「フレイル改善マネジャー」の配置（札幌市のモデル事業）

フレイル状態が疑われる方の自立生活の継続を促すため、引き続きフレイル改善マネジャー（専門職員)によるサービス未利用者のアセスメントを実施し、必要な介護予防事業についての情報提供や初期集中支援事業、すこやかクラブやサロン、その他地域活動の利用を支援する。

（４）職員会議

区分	会議内容	開催日時
ミーティング	ケースの共有、予定の確認と共有	毎朝　8：30～
センター内会議	前月の相談状況共有、未利用者や虐待ケース共有、区等の会議報告	第２火曜日　15：00～
専門職会議	専門職毎や地区毎活動報告、今後の活動予定	第２火曜日　16：00～
運営会議	係長級以上により、拠点事業所の運営状況や情報交換、拠点内の課題等の協議を行う。	第３木曜日　17：30～

９　コミュニティケア事業

（１）基本方針

小樽拠点における「コミュニティケア事業」は平成２９年の法人開設２０周年に際し、高齢者や障がいのある方、子ども等を含む全ての人々がお互いに支え合いながら、一人ひとりが役割を持ち活躍できる地域づくりを進めるため、「カフェ事業」、不定期の「こども食堂無料イベント」を核として、小樽市サンモール一番街に「暖カフェ」として事業を開始した。

しかしながら、コロナ禍により、一時的な閉鎖を余儀なくされたため、令和４年に再開に向けた検討を行い、新型コロナの５類移行に伴い、令和５年度から、「地域活動支援事業」、「こども食堂」、「認知症カフェ」、「共生カフェ」、「さをり織り制作体験・販売」の５事業で展開を図ってきた。

そのようななか、令和６年度は「こども食堂」の利用者が急増し、カフェスペースのキャパオーバー状態が続く一方、「地域活動支援事業」は利用団体の拡がりに欠けるとともに、「さをり織り制作体験・販売」は担い手不足のため、販売製品の製作が追い付かないという状態が発生した。

そのため、今年度から「暖カフェ」事業は、「こども食堂」を中心事業におき、「地域活動支援事業」を縮小、「さをり織り制作体験・販売」は廃止とするほか、「認知症カフェ」については、事業は継続するものの、このネーミングでは参加しづらいという住民から要望を踏まえ、「共生カフェ」

の一部として実施する。

その他引き続き、サンモール一番街の行事等に積極的に参加することに加え、他地域にも活動を広げることで、地域の活性化、賑わいに寄与できる活動を行う。

（２）事業（サービス）内容

ア　こども食堂

（ア）事業内容

食材、資金は、これまでどおり、生産者や企業等からの寄付などで賄うことを原則とし、「暖カフェ」において夕食（夏休み等小中学校の長期休暇期間における昼食含む）の提供を行う。

また、「孤食」対策として子どもたちに食の大切さを伝えるほか、自由に遊ぶことができる場所を用意し、保護者にも食事をゆっくりとできる「寛ぎの時間」を提供するなど、子どもから高齢者まで、障がいのある方、ボランティアなど、誰もが集い、大人数で食べる経験や様々な方と交流できる場の提供を行う。

（イ）対象者及び実施回数等

食事提供を必要としている子ども（高校生まで）と保護者のほか、ひとり暮らしや孤食の地域住民等を対象とし、食事代は無料（大人は１食 400 円）で提供する。

保護者の迎えを原則とし、週１回の開催（毎週金曜日 15:00～19:00）とする。

また、参加者の居住区域も広範にわたり、地域住民のニーズも明らかになったことから、小樽市に対し、課題提起するとともに、新たに赤岩地区で「出張こども食堂」を月１回開催する（実施内容は稲穂地区と同様）ほか、稲穂地区では、臨時開催やイベントの実施、多様な事業とのコラボ企画等によって地域住民の多様なニーズに応える。

イ　共生カフェ

【喫　茶】

（ア）事業内容

特定の方ではなく、地域住民の方々が気軽に立ち寄ることができる居場所として、コーヒー等を安価で提供し、職員との会話や来店者同士の交流を楽しむ場所とする。

また、カフェ前スペースもコミュニケーションの場とし、季節行事関連の展示、駄菓子販売を行うほか、好評であった外国人観光客向けの「折り紙無料プレゼント」の実施や市民向けに「福祉系パンフレット配布コーナー」を設置するなど、様々な方々が集える企画を行う。

（イ）実施回数等

「こども食堂」、「地域活動支援事業」における「暖カフェ」貸出を優先して、原則、平日の１３時から１５時の間で行う。

【認知症カフェ】

（ア）事業内容

認知症当事者、家族の方はもちろんだが、地域住民などあらゆる方が、お茶やお菓子を自由に飲食しながら、当事者、家族等が身近で関心のあるテーマに関する専門職の講話を聞く場や自由に会話、交流する場所とする。

専門職の講話については、法人内の認知症デイサービスやグループホーム、居宅介護支援事業所と連携し、社会福祉士や介護職員、ケアマネジャーなどが、これまでに培った専門知識や支援スキルを地域住民に提供するとともに、これら専門職が、利用者の相談に応じるほか、相談者の状況に鑑み、関係機関等への紹介、情報共有も行う。

（イ）実施回数等

月１回（第２水曜日 10:30～12:00）、５名程度の参加を見込み、参加者からは２５０円（ドリンク・おやつ代）の費用を取り、実施する。

また、平日参加が難しいという地域住民のニーズに応えるため、「親子認知症サポーター養成講座」、「稼働世代向け認知症教室」を土曜日に開催する。

さらに、若年性認知症の方への対応のひとつとして、こども食堂実施の際のボランティア参加等で社会参加の機会を提供する。

ウ　地域活動支援事業

（ア）事業内容

地域で活動する福祉等の関係機関・団体などが市民の福祉向上に繋がる活動（障がい者就労支援事業所の弁当や作品の物販等）を行えるよう、「暖カフェ」スペースを無料で貸し出す。

また、「暖カフェ」が本事業参加団体や、ボランティア、子どもから高齢者まで、誰もが交流できる場として位置づけされるよう、法人が必要に応じて、事業参加団体間における調整、交流等の企画などを行う。

（イ）実施日等

原則、「こども食堂」、「共生カフェ」のうち「認知症カフェ」を実施しない平日の９時から１７時までを貸し出すこととし、それ以外の日時に必要な場合は相談に応じる。

１０地域交流事業

（１）小樽

ア　ボランティアグループあかり

「ボランティアグループあかり」には、開設当初からデイサービスを中心として小樽赤岩地区各事業所の行事開催やサービスメニュー等の実施に協力をいただいているが、メンバーの高齢化という課題を抱えているほか、赤岩地区の人口減少、高齢化により、グループへの入会、ボランティア参加を希望する方が減ってきている。

そのため、支障なく、継続した活動ができるよう、グループと協議を始めるほか、法人として、広報活動等、どのような対応が取れるのか、検討する。

イ　だがし屋はる

グループホーム利用者と地域の子どもたちとの交流機会を増やすため、グループホーム内にて駄菓子販売を実施している。昨年度より販売を再開し、徐々に近隣の小学生や赤岩保育所との交流が増えてきている。引き続き、利用者と子どもたちとの直接的な交流は避けながらになるが、感染対策を徹底する中で、営業日数を増やすなどして、グループホームやノマド福祉会そのものを子どもたちが身近に感じていけるように、きっかけづくりを行う。

ウ　出張子ども食堂イン赤岩

新型コロナの感染拡大等により、赤岩地区の地域交流事業はしばらく停滞していたが、赤岩保育所との交流の再開をはじめとして、徐々にではあるが、活発化し始めている。そのため、赤岩拠点の存在価値をより高めていくため、稲穂地区で実績のある「こども食堂」を、「ボランティアグループあかり」と協力して月に 1 回程度、赤岩地区で実施する中で、社会や地域のニーズに応える。

（2）発寒

ア　認知症カフェ（暖カフェ）

新型コロナの終息に伴い、昨年度、活動を再開したが、今年度もこれまで同様に「地域の方々に介護・認知症・福祉といった内容の知識を伝える場を企画していき、地域との繋がりを深めていく」という基本方針に基づき、拠点内における多職種協働により「暖カフェ」を地域にアピールしながら、活動を進める。

具体的には「暖カフェ」活動の中で、その時々の地域ニーズをキャッチするとともに、はっさむはるのサービスを発信し、はっさむはるの認知度を高め、地域との繋がりを再構築していく。

そのためにも、町内会など地域との情報交換や他の認知症カフェの見学をすることで「暖カフェ」では何ができるのかについて協議し、「ホスピスケア・コミュニティケア」という法人理念による実践活動が持続可能となるような取り組みを行い、将来的には地域住民との協働による「暖カフェ」となるような活動を目指す。

１１その他

（1）実習生の受入れ

介護職などの専門職確保のため、大学や養成校に対し積極的に営業を行い、実習先として選ばれる施設を目指し、各事業所、各職種は養成校等から積極的な受け入れを行っていく。

（2）各種委員会活動

区分	会議内容	開催日時		
		小樽拠点	発寒拠点	藤野拠点
研修委員会	各制度等に基づき、法人内における施設内研修の企画・運営を行う	合同　年 2～3 回		
倫理委員会	ケアにおける倫理的問題の検討/ガイドラインの作成などを行う	年 2 回	年 2 回	年 2 回
広報委員会	法人内全事業所の広報活動、ホームページ	合同　年 2～3 回		

	の管理等を行う			
事故防止委員会	各事業所における事故防止検討及び発生事例の分析や再発防止策の検討を行う	第 3 火曜日 17：30～	第 2 木曜日 17：30～	第 2 火曜日 17：00～
身体拘束廃止 高齢者虐待防止 委員会	各事業所における身体拘束廃止・虐待防止のための取り組み（ケア内容の検討/やむ得ない事例の検証/廃止に向けた代替ケアの検討／職員教育など）を行う	第 3 月曜日 17：30～	第 2 木曜日 18：30～	第 2 火曜日 16：00～
感染対策委員会	各事業所における感染症対策の検討及び発生事例の分析や再発防止策の検討を行う	第 1 水曜日	第 1 木曜日 17：00～17：30	第 1 火曜日 16：00～
褥瘡予防対策委員会	褥瘡発生予防及び発生の原因分析と再発防止策の検討を行う	第 1 木曜日	第 1 木曜日 17：30～	第 3 火曜日 16：00～
防災委員会	施設内の業務継続計画（BCP)の作成・定期的な見直し、防災計画の作成、防災（自然災害も含む）に関して定期的な訓練を行う。定期的に施設内の備品の確認を行う	年 2 回	年 2 回	年 2 回
苦情対策委員会	苦情について共有し検討する	年 2 回	年 2 回	年 2 回
衛生委員会	職場の衛生環境について協議検討する	第 3 水曜日 17：30～	第 3 木曜日 18：00～	第 3 火曜日 15：00～
法令遵守 個人情報保護 委員会	個人情報の適正な管理と、社会の一員として、あらゆる法令、倫理、社会規範に適った行動を行うための活動を行う	年 1 回	年 1 回	年 1 回
ボランティア委員会	ボランティアあかりとの協議を行う	各月第 4 木曜		

第６　職員研修

１　研修実施の目的

法人として新たな人材の確保が難しい状況では、在籍する職員の資質向上が重要であり、特に組織を牽引するリーダーシップ力や専門性を持ち、事業運営の柱となる「人材」の育成は急務である。

そのため、専門的知識の習得、法人理念の理解と実践の実現に向け、研修委員会が中心となり、それぞれの立場や経験、専門性に応じた研修の企画立案、施設内外の研修への参加機会を設定し、安定した事業運営と多様化する地域ニーズに幅広く丁寧に対応できる職員の育成を図っていく。

２　研修運営体制

令和6年度　ノマド福祉会研修委員会　運営体制

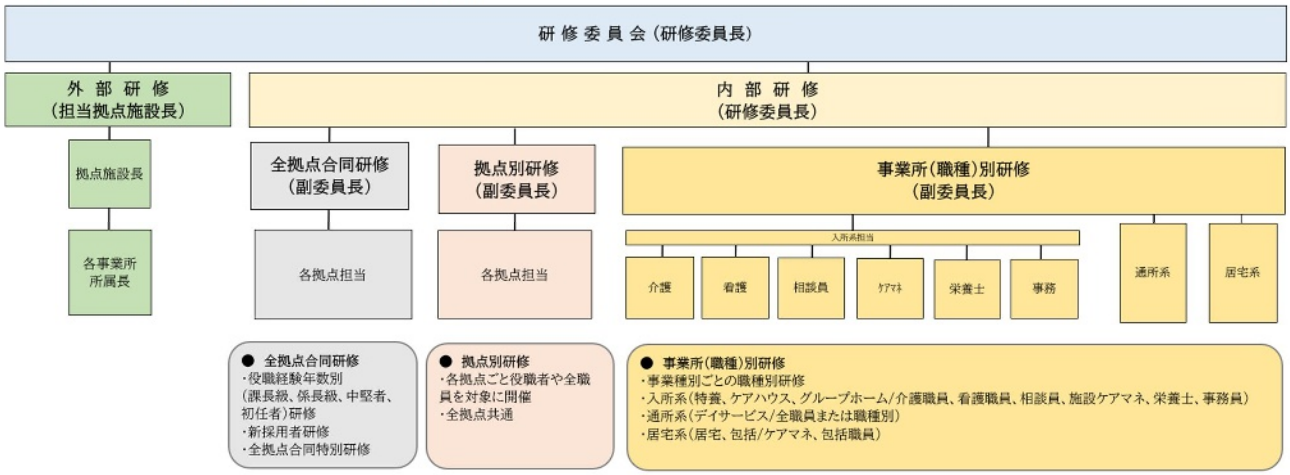

上記の研修体制により、「施設外研修」、「施設内研修（全拠点合同、拠点別、事業所別）」それぞれに管理担当者（研修副委員長）を定め実施するとともに、その実施状況や効果を把握し実際の業務や専門性の向上に繋げていく。

感染症対応や人材不足へ配慮しオンライン研修を取り入れ開催する他、研修開催日程も終日開催にとらわれず、職員の参加しやすい時間設定や受講環境で行うこととしていく。

３　研修委員会及び研修委員の役割

委員会及び委員として、次の７つの項目についての役割を行うこととしていく。

（１）年度ごとの「施設外研修」の企画立案と参加調整、及び「施設内研修」の開催
（２）各種研修の運営、把握
（３）各種人材育成制度による研修の開催
（４）研修を通じた法人内事業所間の連携促進
（５）研修実施状況のモニタリング
（６）次年度の年間研修計画の起案（人材育成方針に準じて作成）
（７）研修が受講しやすい職場環境の整備・検討

4　研修内容

（1）施設外研修

ア　実施目的

法人内では得られない専門的知識の取得やマネジメント力、リーダーシップ力などの組織運営上の知識や技術を習得するため積極的に施設外の研修に参加していく。

なお、研修を通じて学んだ事項は自組織に戻って、会議の場や伝達研修、また、回覧等の方法により共有し研修効果を組織全体に伝えていく。

イ　研修内容

（ア）研修先

北海道、市町村、北海道社会福祉協議会、各種団体及び協議会等

（イ）主な研修

対象職員	主な研修内容
部長級・次長級	経営指導管理に関する研修
課長級	リスクマネジメントに関する研修 職員育成に関する研修 業務管理に関する研修 面談スキルに関する研修
係長級	リスクマネジメントに関する研修 職員育成に関する研修
一般職(上級、主任級)	サービス（ケア等）の管理に関する研修 業務改善に関する研修 高齢者虐待防止に関する研修
一般職(中級)	認知症高齢者ケアに関する研修 チームケアに関する研修 高齢者虐待防止に関する研修
一般職(初級)	認知症高齢者ケアに関する研修 個別支援計画に関する研修
補助業務	基礎業務に関する研修
その他	各事業所、各職種の専門性に関する研修

（2）施設内研修

ア　実施目的

次の研修目標を掲げ、法人理念の共有、職員個々の専門知識の研鑽や資質の向上、法人内の連携強化、リーダーシップやマネジメント力の獲得などといった研修を行っていく。

《研修目標》

○　利用者や地域のためにノマド職員として主体的に活躍できる職員の育成

○　職員個々がそれぞれの専門性を研鑽し資質・能力の向上

○　専門性に加え、組織人としてのリーダーシップやマネジメント力の強化

イ　研修内容

（ア）全拠点合同研修

研修名	研修内容	開催月
課長研修①（課長級職員） ※次長級も受講可	法人運営「これからのノマドについて」（理事長） ノマドが求める職員像（総合施設長） 地域連携研修（統括施設長）	11 月
課長研修②（課長級職員） ※次長級も受講可	リーダー論（外部講師）	2 月
係長・主査研修① （係長級職員）	法人運営「これからのノマドについて」（理事長） ノマドが求める職員像（総合施設長）	11 月
係長・主査研修② （係長級職員）	リーダー論（外部講師）	2 月
中堅者研修① （主任職）	法人理念と看取りケア プライバシー保護	7 月
中堅者研修② （主任補佐・リーダー）	事故防止とケアの質	7 月
初任者研修 （経験 3 年未満の職員）	法人理念と認知症ケア 価値と倫理及び法令遵守	6 月
新採用者研修 （新卒者他、対象職員）	法人理念（理事長） 身体拘束廃止、高齢者虐待防止 業務継続計画（感染症、非常災害） 感染症 社会人としての心構え（総合施設長） 接遇 法人理念実践編（看取りケア、認知症ケア） 事故防止	5 月
全拠点合同特別研修 （介護職員、看護職員）	薬の知識とリスク管理（外部講師） ハラスメント（外部講師） 個人情報保護（外部講師） 安全運転講習会（安全運転管理者） メンタルケア（外部講師） 障がい者雇用への理解（外部講師）	5 月 6 月 8 月 9 月 11 月 1 月

（イ） 拠点別研修

研修名	研修内容	開催月
課長研修①（課長級職員） ※次長級も受講可	経営指標管理研修（本部事務局長）	11 月
課長研修②（課長級職員） ※次長級も受講可	労務研修（事務課長）	1 月
係長・主査拠点研修 （係長級職員）	労務研修（事務課長）	1 月
拠点別研修①	業務継続計画（感染症） 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止	7 月
拠点別研修②	業務継続計画（自然災害） 非常災害時（火災及び自然災害）の対応	9 月
経理研修	法人の収支状況 財務諸表について	1 月

（ウ）事業所（職種）別研修

事業所	職種	研修内容	開催月
特養 グループホーム ケアハウス	介護職員	身体拘束廃止、虐待防止 事故防止 看取りケア 褥瘡予防	5・8・ 11・2 月 ※必要に応じて 追加実施
	看護職員	感染症対策 スキンケア	8・11 月
	介護支援専門員 計画作成担当者	アセスメントとケアプラン 看取りケア（看取り時プラン）	5・10 月
	栄養士	適正な食材費の管理について 嚥下調整剤について	5・11 月
特養 デイサービス	相談員	ソーシャルワークの価値、知識、技術 ソーシャルワークにおける調整	8・1 月
デイサービス	全職種	身体拘束廃止、虐待防止 事故防止 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止 認知症ケア	7・9・ 11・2 月
居宅・包括	介護支援専門員 各専門職	認知症と権利擁護 ケアマネジメント	8・2 月
事務	事務員	労務関係 介護保険請求	7・1 月

※ 各事業所にて、法令等に基づいた必須な研修内容を把握し研修や学習会を開催する。

（エ）その他

研修を通じ、拠点間の繋がりを強め、次の点に注意して、法人理念を基本とした支援（ケア）についての共有や個々の専門性を高めることで、サービスの質向上を目指していく。

○　様々な専門性を有する職員同士が知識と経験を共有するなど連携・協力しながら、組織全体の機能を高めていく。

○　法人理念や方針の共有、拠点間の統一事項を確認する場として研修機会を活用していく。

（3）資格取得支援

法人独自の資格取得制度を設け、職員のスキルアップを後押ししていく。

下記の研修については、研修費用の半額が法人より助成されている。

ア　介護支援専門員実務研修
イ　介護支援専門員更新研修
ウ　介護支援専門Ⅰ Ⅱ研修
エ　主任介護支援専門員研修
オ　主任介護支援専門員更新研修
カ　介護福祉士実務者研修

第７　非常時の対応

１　火災発生時

（１）火災が発生した際は、「防火管理規程」及び各事業所の「消防計画」（以下、「防火管理規程等」という。）に基づき対応する。

（２）「防火管理規程等」に基づき、日ごろから火災予防に努めることとし、適宜適切な機器の点検・避難訓練を実施する。

（３）「防火管理規程等」は、新規採用職員のみならず在職職員への各種規定等の継続した周知・徹底を行う。

（４）「防火管理規程等」は、設備状況や周辺環境の変化を考慮し、随時更新を行う。

２　自然災害発生時

（１）自然災害が発生した際は、令和３年度に制定した「自然災害発生時における業務継続計画」（以下「自然災害ＢＣＰ」という。）に基づき対応する。

また、行政担当課等の関係機関との連携を行い、情報収集と伝達に努める。

なお、「自然災害ＢＣＰ」は、各事業所の立地などの地域特性を考慮したものとなっている。

（２）エマージェンシーコールシステムを活用し、職員の安否確認や出勤要請等を行い、利用者や職員の安全確保と安定した事業継続に努める。

（３）「自然災害ＢＣＰ」に規定する事項を速やかに運用することや職員の理解を深めるため、定期的な訓練（シミュレーション）を実施する。

（４）新規採用職員のみならず在職職員に対し、「自然災害ＢＣＰ」に定める内容の周知・徹底を、継続して行う。

（５）「自然災害ＢＣＰ」は、設備状況や周辺環境の変化を考慮し随時更新を行う。

３　感染症発生時

（１）感染者が発生した際には、令和 6 年 11 月に改正した「感染症発生時における業務継続計画」（以下、「感染症ＢＣＰ」という。）に基づき対応する。

また、行政担当課等の関係機関との連携を行い、情報収集と伝達に努める。

（２）「感染症ＢＣＰ」に規定する事項を速やかに運用することや職員の理解を深めるため、定期的な訓練（シミュレーション）を実施する。

（３）新規採用職員のみならず在職職員に対し、「感染症ＢＣＰ」に定める内容の周知・徹底を、継続して行う。

（４）「感染症ＢＣＰ」は、社会状況や設備状況、周辺環境の変化を考慮し随時更新を行う。